

年収の壁対策として

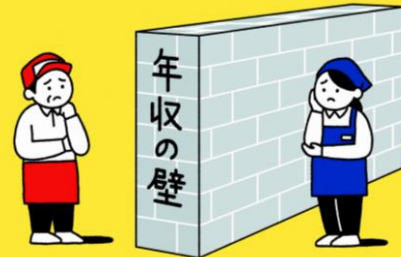
労働者1人につき**最大50万円**助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取組を行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	<b>1年目 20万円</b> (注)
② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	<b>2年目 20万円</b> (注)
③ 賃金を <b>18%以上</b> 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	<b>3年目 10万円</b>

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。  
 ※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。  
 ※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可 (併用メニュー)。(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取組が助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。 ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- ・取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください (流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。

<例> パート従業員全員 (40人) の時給を**5%UP** (例: 1,000円→1,050円) させる場合

- ・新たに社会保険に加入するパート従業員 **8人**
    - うち、労働時間を延長できる **3人** ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
    - うち、労働時間の延長が難しい **5人** ▶ 5%賃上げ
  - ・既に社会保険に加入しているパート従業員 **32人** ▶ 5%賃上げ
- ▶ **賃金規定等改定コース**  
 ▶ **キャリアアップ助成金の別のコースを活用**

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

# 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※<sup>1</sup>を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※<sup>2</sup>ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※<sup>3</sup>等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

**(2)労働時間延長メニュー**

**(1)(2)の併用メニュー**

**(1)手当等支給メニュー**

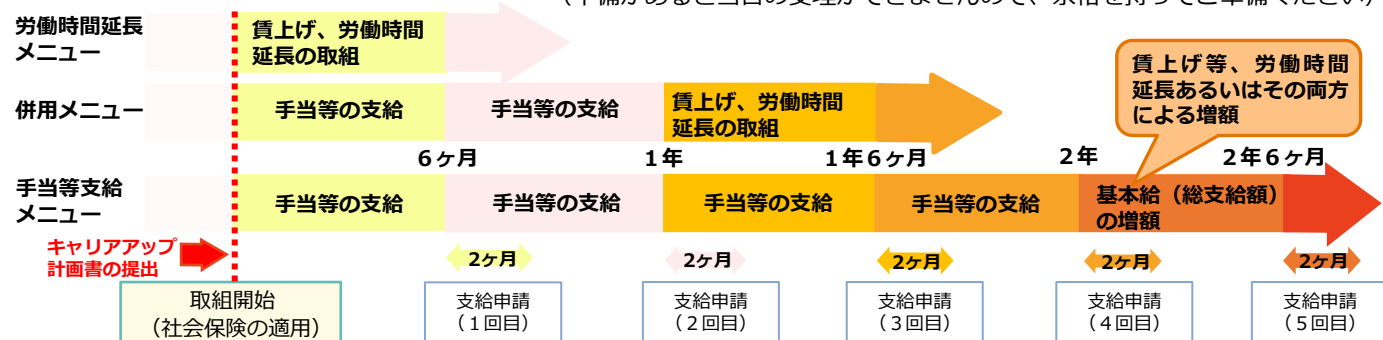
社会保険適用に関する支給要件には該当しません。  
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

- ※1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

## キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

- 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください）



- キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。
  - 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。
- 最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土・日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



# キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）計画届受理件数（※速報値）

令和6年7月末時点 ※1

企業規模別件数※2			キャリアアップ計画件数 (合計)
100人以下	101人～500人	501人以上	
10,533件	1,611件	917件	13,061件
<参考> 短時間労働者労働時間延長コース※3のキャリアアップ計画件数（令和5年10月～令和6年3月末時点）			4,106件

※1 令和5年10月20日受付開始以降の累計。

※2 常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者）の数による。

※3 週所定労働時間の延長により、新たに有期雇用労働者等を社会保険の被保険者とした事業主に対して助成を行うもの。令和6年3月末までの経過措置。

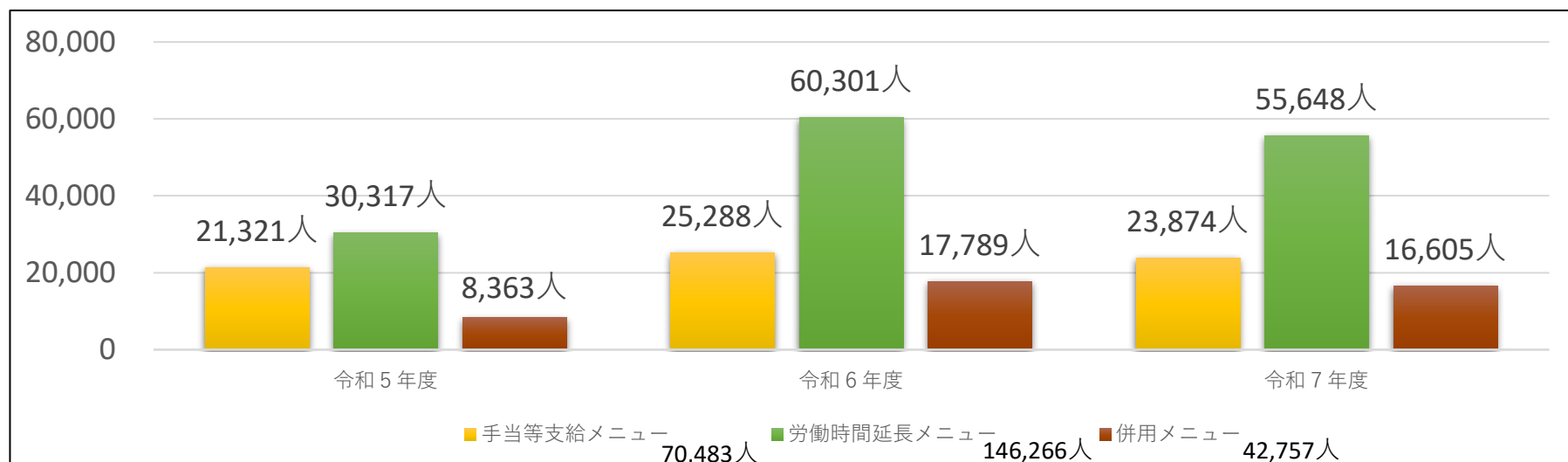
参考：各年度ごとの取組開始予定労働者数（令和5年度～令和7年度）

令和6年7月末時点※4

取組予定労働者数（R5～R7合計）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
259,506人	60,001人	103,378人	96,127人
<参考>短時間労働者労働時間延長コース 8,710人	8,710人	-	-

※4 令和5年10月20日受付開始以降の累計。各年度に新たに取組開始を予定している労働者数。

企業から提出された計画届に現時点の見込みとして記載された労働者数を足し上げたものであり、支給申請件数や支給実績とは異なる。



# ① 労働時間延長メニュー 活用モデル

## 会社概要

本社：三重県  
 従業員数：100人（中小企業）  
 （パート従業員40人）（※）  
 事業内容：食品加工業  
 課題：「106万円の壁」を意識して就業調整をするパート従業員が増えており、人手の確保が最優先事項。  
 ※社会保険の任意特定適用申請をしているケース。

- ・企業としては、従業員の就業調整、離職を防ぎ、なんとしても人材を確保したい。
- ・労働時間を延ばして働ける人には働いてほしい。
- ・また、既に社会保険に加入している、昔からのパート従業員が不公平感を感じないようにしたい。
- ・毎年の賃上げのタイミングで何かできないか。

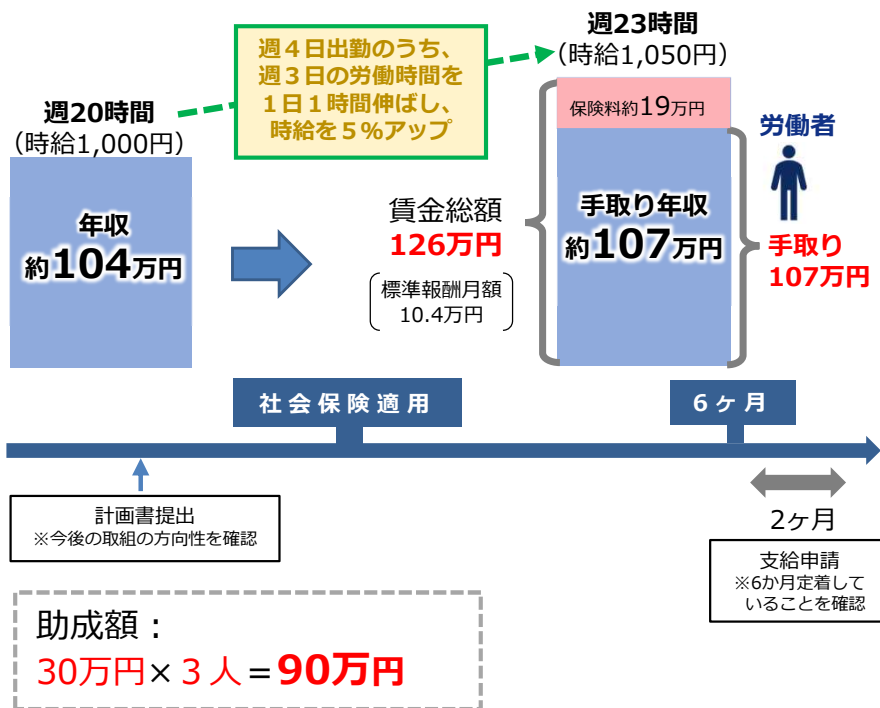


## 取組内容

- 新たに社会保険に加入する場合  
 労働時間を延長できるパート従業員3人 ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**  
 労働時間の延長が難しいパート従業員5人 ▶ 5%賃上げ
  - 既に社会保険に加入しているパート従業員32人 ▶ 5%賃上げ
- ⇒ **パート従業員全員**の時給を、1,000円から**1,050円**に5%UP

キャリアアップ助成金の別のコースを活用

### 労働時間延長メニュー



### 賃金規定等改定コース

パート労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成。今回の場合、パート従業員全員の時給が5%UPする。

【労働者1人当たりの助成額】

	賃金の増額割合	
	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

助成額：6万5,000円 × 37人 = 240万5,000円

全パート従業員への処遇改善の取組で、助成額合計 **330万5,000円**

## 効果

3時間延長できる従業員は少なかったものの、賃上げの結果、既に社会保険に加入していたパート従業員からも感謝された。  
 また、パート従業員全員に5%の賃上げをしたため、口コミでパート従業員への応募者が増えた。